

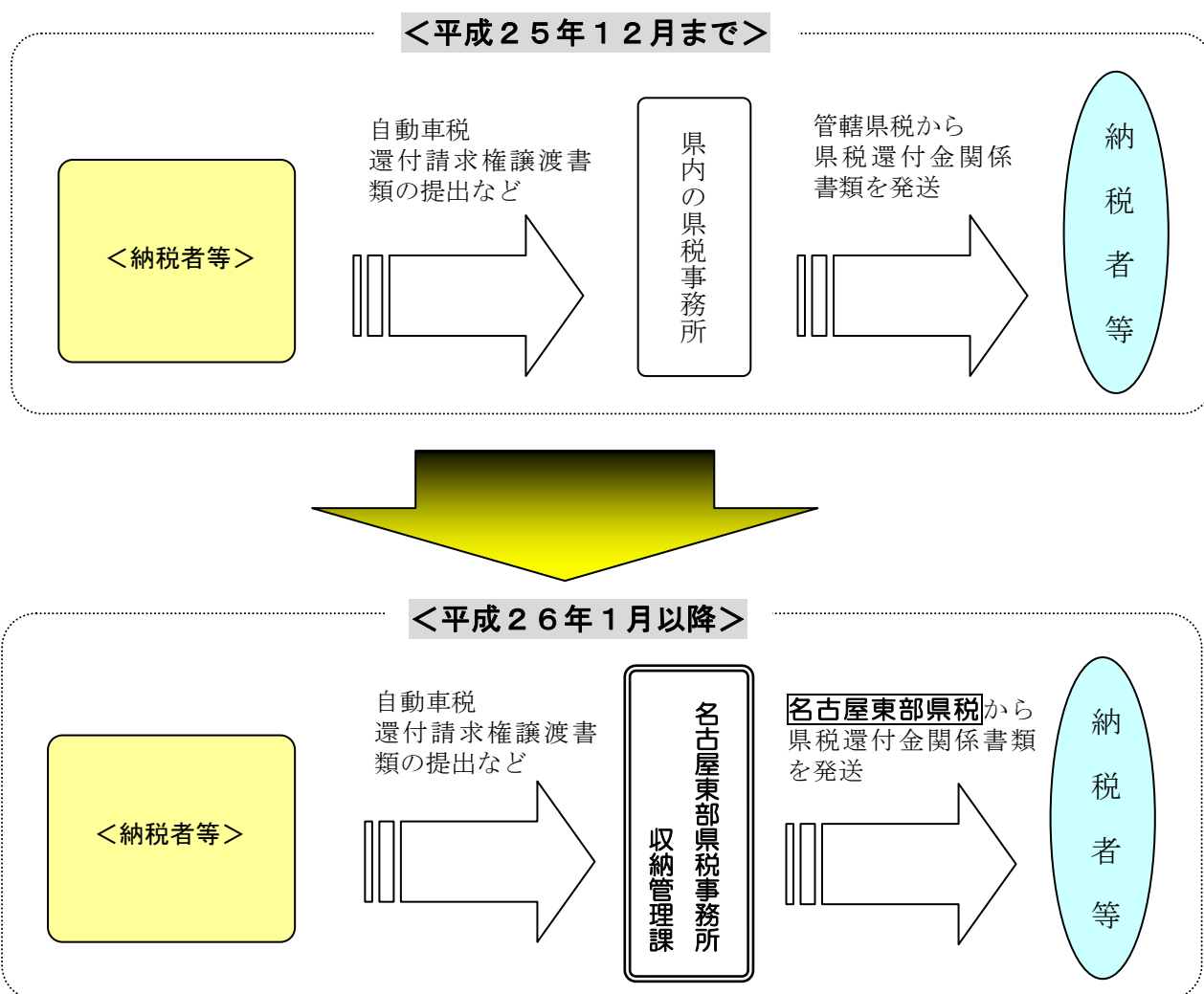
平成26年1月から 愛知県の**県税還付業務体制**が変わりました！！

日頃から、本県の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
本県では、県内10か所の県税事務所で行っておりました**県税還付業務(※)**について、
平成26年1月1日から**名古屋東部県税事務所に集約**しました。

※県税還付金関係書類の発送業務、還付譲渡の受付審査業務など

つきましては、自動車税還付請求権譲渡書類の提出及び県税還付金についてのお問い合わせは、名古屋東部県税事務所までお願い申し上げます。

なお、変更となりました**業務体制**は次のとおりです。



(注意1) 自動車税還付請求権譲渡書類は、運輸支局で廃車等の登録をした月の翌月5日までに提出してください。書類の不備等が原因で還付請求権の譲渡が確認できないときは、譲渡人(納税義務者)に還付することになります。

(注意2) 平成25年12月までに管轄の県税事務所から発行した送金支払通知書の再発行などのお問い合わせは、発行した管轄県税事務所総務課にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)

名古屋東部県税事務所収納管理課 電話番号 052-953-7799

Q&A

これら以外の質問は名古屋東部県税事務所をお願いします。

Q1 「過誤納金（還付金）還付請求権譲渡通知書」の受付は、名古屋東部県税事務所になったのですか？

A1 はい。平成26年1月以降、愛知県の自動車税還付業務は名古屋東部県税事務所を集約し、還付請求権譲渡書類の受付審査から送金支払通知書の発送までの業務を行います。

Q2 これまで還付請求権譲渡通知書は、地元の東三河県税事務所の自動車税グループに提出していましたが、名古屋東部県税事務所には郵送で提出できるのですか？

A2 はい、郵送でも提出できます。還付請求権譲渡通知書や印鑑証明書などの書類は、運輸支局で廃車等の登録をした月の翌月の5日までに提出いただいておりますが、提出書類に不備があると、譲渡人（納税義務者）へ送金支払通知書を発送することになります。提出書類はお早目に提出してください。

Q3 県税還付業務は名古屋東部県税事務所へ集約されましたが、自動車税納税証明書の発行も集約されたのですか？

A3 納税証明書の発行は、これまでどおり県内の県税事務所で行います。
ただし、発行窓口がこれまでの課税第二課（自動車税グループ）に代わり徴収課で業務を行いますので、ご協力をお願いします。

【管轄県税事務所（自動車税担当）】

名称	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋東部県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町 2-9(スカイオアシス栄内)	052-953-7847	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区城西 1-9-2	052-531-6305	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷 1-3	052-362-3215	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町 8-22	052-682-8924	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町 3-65	0568-81-3139	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	〒491-8506 一宮市新生 2-21-12	0586-45-3170	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多県税事務所	〒475-8505 半田市出口町 1-36(知多総合庁舎内)	0569-89-8176	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町 1-4(西三河総合庁舎内)	0564-27-2712	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
豊田加茂県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町 4-45(豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7483	豊田市、みよし市
東三河県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通 5-4(東三河県庁(東三河総合庁舎))	0532-35-6130	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
総務部税務課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6047 052-954-6050	—